

秋田県公報

目 次

告 示

○国定公園の区域内の特別地域の指定(三三九・自然保護課).....	1
○国定公園の集団施設地区の指定(三四〇・自然保護課).....	1
○国定公園の集団施設地区の指定解除(三四一・自然保護課).....	1
公 告	
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課).....	1
教育委員会告示	
○教育委員会会議の開催(二二・教育庁総務課).....	2

告 示

秋田県告示第三百二十九号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第十三条第一項の規定により鳥海国定公園の特別地域の区域を次のとおり指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、その概要を公示する。

なお、特別地域の区域を表示した図面は、秋田県生活環境文化部自然保護課、由利本荘市役所及びにかほ市役所に備え付けて供覧する。

平成二十年八月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 特別地域の区域

由利本荘市内国有林由利森林管理署一〇五六林班から一〇七五林班までの全部及び一〇四七林班の一部
 由利本荘市鳥海町猿倉、鳥海町百宅、矢島町荒沢、矢島町城内及び矢島町元町の各一部
 にかほ市内国有林由利森林管理署六二林班から七〇林班までの全部

にかほ市象潟町大須郷、象潟町川袋、象潟町象潟、象潟町小砂川、象潟町小滝、象潟町関、象潟町西中野沢、象潟町本郷、象潟町横岡及び畑の各一部
 これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

二 区域図

秋田県告示第三百四十号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第二十九条第一項の規定により鳥海国定公園の区域内に次のとおり集団施設地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、その概要を公示する。

この集団施設地区の区域を表示した図面は、秋田県生活環境文化部自然保護課、由利本荘市役所及びにかほ市役所に備え付けて供覧する。

平成二十年八月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 名称及び区域

名 称	区 域
鉾立集団施設地区	にかほ市象潟町小滝の一部

二 区域図

省略

秋田県告示第三百四十一号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第二十九条第一項の規定により鳥海国定公園の集団施設地区の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、その概要を公示する。

この集団施設地区の位置を表示した図面は、秋田県生活環境文化部自然保護課、由利本荘市役所及びにかほ市役所に備え付けて供覧する。

平成二十年八月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 名称及び位置

名 称	位 置
善神池集団施設地区	由利本荘市(善神池)

二 位置図

省略

公 告

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年八月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)	入札保証金(円)
一	秋田市仁井田新田一丁目一四三番一六	宅 地	一、〇一三・〇六	三二、〇九四、〇〇〇	三、二一〇、〇〇〇
二	大館市字相染沢中岱一三九番一三、一三九番一四、一三九番一五、一三九番二三	宅 地	二、二五六・一一	一、二二〇、〇〇〇	一、二二〇、〇〇〇
三	北秋田市大町一〇三番	宅 地	九八七・九二	一六、七九〇、〇〇〇	一、六八〇、〇〇〇

番号	自動車登録番号等	予定価格(円)	入札保証金(円)
自動車登録番号	秋田 一二二す		
登録年月日	一七八九		
登録年月日	平成九年三月二十		
自動車の種別	普通	一五〇、〇〇〇	

用途	乗合
車体の形状	キャブオーバー
車名	三菱
乗車定員	二九人
型式	KC-BE438
原動機の型式	F 4D35
総排気量	四・五六リットル
	一五、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一～四	ヤフー株式会社 の提供する公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)	平成二十年八月五日(火)午後一時から同年九月二時まで

三 入札執行の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一～四	公有財産売却システムによる	平成二十年九月九日(火)午後一時から同月十六日(火)午後一時まで

四 開札日時

番号	場 所	日 時
一～四	公有財産売却システムによる	平成二十年九月十六日(火)午後一時

五 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する。
なお、この登録は一回に限り行うことができる。

六 現地説明を行う場所及び日時

番号	現地説明を行う場所	現地説明を行う日時

一	二	三	四
秋田市仁井田新田一丁目一四三番一六	大館市字相染沢中岱一三九番一三、一三九番一四、一三九番一五、一三九番二三	北秋田市大町一〇三番	秋田市川尻町大川反一七〇番一九七
随時	随時	随時	平成二十年八月八日(金)午前十時から正午まで

七 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第二項各号に掲げる者のいづれにも該当しない個人又は法人であること。
- (二) 日本語を完全に理解できる者。
- (三) インターネット公有財産売却システムで公開する秋田県インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者。
- (四) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有する者。
- (五) 二により、あらかじめ一般競争入札への申込みをしたものであること。

八 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

- (一) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの続きを行うこと。
- (二) 申込み手続き
一般競争入札の参加申込み手続きは、(一)により参加の申込み手続きを完了した後、二で掲げた期日までに所定の申込書により秋田県出納局会計管財課に一般競争入札への参加を申込みするものとする。

九 入札保証金に関する事項

なお、申込みに当たっては入札保証金を納付しなければならない。

- (一) 入札に参加しようとする者は、一に定める額の入札保証金を指定された方法により納付しなければならない。
- (二) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。
- (三) 入札保証金は落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

十 契約に関する事項

落札者は、平成二十年九月二十二日(月)までに契約締結しなければならない。

十一 売払代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から二十日以内に当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

十二 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するところによる。

十三 落札者の決定の方法

入札期間終了後、秋田県は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上かつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

十四 予定価格

秋田県財務規則附則第七項の規定に基づき普通財産等の売却契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

十五 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八一八六〇―二七三六)に照会のこと。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十二号

次のとおり教育委員会会議を開催する。
平成二十年八月五日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子
平成二十年八月七日 午後二時

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

- (一) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案
- (二) 平成二十一年度秋田県立高等学校教科書用図書採択

- (三) 平成二十一年度秋田県立特別支援学校教科書用図書の採択
- (四) 秋田県生涯学習審議会委員の任命(生涯学習推進班)
- (五) 秋田県指定文化財の指定等について
- (六) その他

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄